

## 板橋区養育家庭等自立援助事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(令和5年3月22日一部改正)

(令和5年5月8日一部改正)

(令和7年3月24日一部改正)

(令和7年4月30日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、里親（養子縁組里親を除く。）、ファミリーホーム（法人型を除く。）、既に認定を取消された里親（養子縁組里親を除く。）及び既に廃止したファミリーホーム（法人型を除く。）（以下「養育家庭等」という。）への措置が、18歳で解除された元委託児童に対し、養育家庭等によるきめ細かいアフターケアを継続的に行うことで、児童の社会的自立の促進を図るとともに自立後の安定した生活を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育家庭 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養子縁組を目的とせず一定期間養育する里親として、東京都知事又は各特別区の長の認定を受けた者。
- (2) ファミリーホーム 養育家庭又は児童養護施設、乳児院等の職員若しくは社会福祉法人等で要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者のうち、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）で定める者の住居において養育を行う小規模住居型児童養護事業者として東京都知事又は各特別区の長に届出を行った者。
- (3) フォスタリング機関 里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する機関。
- (4) チーム養育体制 里親が地域で孤立することなく児童を養育していくことができるよう、児童相談所の進行管理・調整の下、関係機関がチームで養育を行う体制のこと。関係機関には、児童相談所や児童養護施設、乳児院のほか、学校や医療機関等が含まれる。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、18歳で措置が解除された元委託児童が措置されていた養育家庭等とする。

2 第5条第1号で定める事業については、親族里親を除く。

3 第5条第2号及び第3号で定める事業については、当該養育家庭等による援助の実施が困難な場合、フォスタリング機関の自立支援相談員が援助を行うものとする。

### (対象者)

第4条 この事業の対象者は、養育家庭等に措置されていた児童のうち、原則18歳で措置が解除された元委託児童とする。ただし、19歳以降に措置解除等となった者等でも支援が必要な場合には、4年間を上限とし本事業の活用を可能とする。

### (援助内容)

第5条 この事業は、前条に定める対象者に対して、次の各号に掲げる援助を行うものとする。

- (1) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や進路、就学と生活の両立に関する問題、求職活動等に関する求職上の問題、職場の対人関係・離職・転職等に関する就業上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他機関との連携やハローワーク等専門機関の活用、面接の付き添い等の支援を行うこと。
- (2) 対象者が民間アパート等に入居し一人暮らしをする場合に、前号及び次号に掲げるような支援を安定的に受けられる体制を整備すること。

(3) 前号の事業を利用する元委託児童に対し、事業計画及び事業実績報告書の作成、作成した計画の進行管理、並びに元委託児童等との生活状況の振り返りや自立に向けた動機づけ等の支援を、原則として対面により行うこと。

#### (援助期間)

第6条 前条第1号に定める事業の援助期間は、原則として、第3条の養育家庭等に措置された対象者が措置を解除された日から起算して22歳に達する日が属する年度の末日までとする。ただし、対象者が次のア又はイに該当する場合は、当該ア又はイに掲げる期間とする。

ア 18歳未満で措置が解除された場合 措置を解除された日から起算して4年を経過する日まで（ただし、区長が、特に援助を必要と判断した場合にあっては、判断した日から22歳に達する日が属する年度の末日まで）。

イ すでに本事業による援助を受けたことがある対象者が、その後の事情の変化により再度援助が必要となり本事業の利用を希望する場合 通算して4年を経過する日まで。

2 前条第2号に定める事業の援助期間は、原則として、第3条の養育家庭等に措置された対象者が措置を解除された日から起算して4年を経過する日までとする。ただし、対象者が次のアからウに該当する場合は、当該アからウに掲げる期間とする。

ア 18歳未満で措置が解除された場合 措置を解除された日から起算して4年を経過する日まで

イ 19歳以降に措置が解除された場合 区長が、特に援助を必要と判断した場合にあっては、判断した日から起算して4年間を上限

ウ すでに本事業による援助を受けたことがある対象者が、その後の事情の変化により再度援助が必要となり本事業の利用を希望する場合 通算して4年を経過する日

3 前条第3号に定める事業については、元委託児童等が前条第2号の援助を受ける期間と同一とする。

#### (事業計画書の提出)

第7条 第5条第2号の援助を受ける対象者は、事業利用に当たり、当該年度内の事業計画について、事業計画書（第1号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、すでにこの事業による援助を受けたことがある者が、その後の事情の変化により再度援助が必要となりこの事業の利用を希望する場合は、事業計画書（2回目以降）（第2号様式）を用いること。

この場合において、各様式における「援助者」については養育家庭等又は自立支援相談員が記入すること。

#### (事業計画の変更)

第8条 第5条第2号の援助を受ける対象者は、前条の規定により提出した事業計画について変更があるときは、事業計画書（変更）（第3号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない（軽微な変更は除く。）。ただし、この事業の利用が2回目以降の対象者については、事業計画書（2回目以降）（変更）（第4号様式）を用いること。

#### (報告書の提出)

第9条 第5条第2号の援助を受ける対象者は、年度が終了したとき又は援助が終了したときは、当該年度の事業の実績について、別に定める日までに事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、この事業の利用が2回目以降の対象者については、事業実績報告書（2回目以降）（第6号様式）を用いること。

この場合において、各様式における「援助者」については養育家庭等又は自立支援相談員が記入すること。

#### (事業計画に係る指導)

第10条 区長は、第7条又は第8条の規定により提出のあった事業計画又はその変更に係る書類を確認し、第1条の目的を達成するために必要と認められる場合は、対象者、養育家庭等又は自立支援相談員に対し、必要な修正を行うよう指導することができる。

#### (経費)

- 第11条 区長は養育家庭等に対し、第5条第1号に定める事業の実施に係る経費について、別に定めるところにより補助する。
- 2 区長は第5条第2号に定める事業の援助を受ける者に対し、民間アパート等の居住に係る経費について、別に定めるところにより補助する。
- 3 区長は第5条第3号に定める事業の養育家庭等による実施に係る経費について、別に定めるところにより補助する。

(留意事項)

第12条 この事業の実施に当たっては、チーム養育体制の関係機関を始め、福祉事務所、ハローワーク等の関係機関と密接に連携をとり、措置解除後の児童等の自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。

(その他)

第13条 第4条及び第6条の定めによらず、養育家庭等自立援助事業の実施に関し必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和4年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 事業計画書

1 対象者（注）対象者が記載すること。

氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 （ 歳）
担当児童相談所	
措置解除年月日	
住所（建物名まで明記）	
電話番号	
事業利用期間（予定）	年 月から 年 月まで
措置解除後の状況	在職中（勤務先： ） 在学中（学校名： ） 求職中 ・ その他（ ）

2 援助者（注）援助者が記載すること。

氏名	
区分	養育家庭等 ・ 自立支援相談員（所属： ）
住所	
電話番号	

3 自立に向けた取組計画

（1）第5条第2号における支援

（注）対象者の状況把握及び支援の詳細について、家庭訪問支援の実施時期、具体的な内容や頻度等を援助者が記載すること。

【訪問支援の実施予定時期（年2回以上）： 年 月頃、 年 月頃】 【支援内容等】
---

(2) 第5条第3号における支援

(注) 対象者と援助者が相談のうえ、各項目に具体的な内容を記載すること。原則、対面により行うこと。

	以下、対象者が記載		以下、援助者が記載
	目標	目標実現に向けた取組 (予定)	支援の内容 (予定)
第一四半期 (4月～6月)			【実施予定時期】： 年 月頃】
第二四半期 (7月～9月)			【実施予定時期】： 年 月頃】
第三四半期 (10月～12月)			【実施予定時期】： 年 月頃】
第四四半期 (1月～3月)			【実施予定時期】： 年 月頃】

4 本事業を複数年利用する予定の場合の自立に向けた取組内容

(注) 対象者と援助者が相談のうえ、各項目に具体的な内容を記載すること。

	以下、対象者が記載		以下、援助者が記載
	目標	目標実現に向けた取組 (予定)	支援の内容 (予定)
利用予定期間： 年 月 ～ 年 月			

事業計画書（2回目以降）

1 対象者（注）対象者が記載すること。

氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 （ 歳）
担当児童相談所	
措置解除年月日	
住所（建物名まで明記）	
電話番号	
事業利用期間（予定）	年 月から 年 月まで
措置解除後の状況	在職中（勤務先： ） 在学中（学校名： ） 求職中 ・ その他（ ）

2 援助者（注）援助者が記載すること。

氏名	
区分	養育家庭等 ・ 自立支援相談員（所属： ）
住所	
電話番号	

3 これまでに本事業による居住費支援を受けた期間における取組状況  
（注）対象者が記載すること。

--

4 自立後、再度本事業を必要とする理由について (注) 対象者が記載すること。

--

5 再度の自立に向けた取組計画

(1) 第5条第2号における支援

(注) 対象者の状況把握及び支援の詳細について、具体的な内容や頻度、家庭訪問支援の実施時期等を援助者が記載すること。

<p>【訪問支援の実施予定時期 (年2回以上) :            年    月頃、            年    月頃】</p> <p>【支援内容等】</p>
--

(2) 第5条第3号における支援

(注) 対象者と援助者が相談のうえ、各項目に具体的な内容を記載すること。原則、対面により行うこと。

	以下、対象者が記載		以下、援助者が記載
	目標	目標実現に向けた取組 (予定)	支援の内容 (予定)
第一四半期 (4月～6月)			【実施予定時期】:    年    月頃】
第二四半期 (7月～9月)			【実施予定時期】:    年    月頃】

第三四半期 (10月～12月)			【実施予定時期】： 年 月頃】
第四四半期 (1月～3月)			【実施予定時期】： 年 月頃】

6 本事業を複数年利用する予定の場合の自立に向けた取組内容

(注) 対象者と援助者が相談のうえ、各項目に具体的な内容を記載すること。

	以下、対象者が記載		以下、援助者が記載
	目標	目標実現に向けた取組 (予定)	支援の内容 (予定)
利用予定期間： 年 月 ～ 年 月			

## 事業計画書（変更）

## 1 対象者（注）対象者が記載すること。

氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 （ 歳）
担当児童相談所	
措置解除年月日	
住所（建物名まで明記）	
電話番号	
事業利用期間（予定）	年 月から 年 月まで

## 2 援助者（注）援助者が記載すること。

氏名	
区分	養育家庭等・自立支援相談員（所属： ）
住所	
電話番号	

## 3 自立に向けた変更後の取組計画

## (1) 第5条第2号における支援

（注）対象者の状況把握及び支援の詳細について、具体的な内容や頻度、家庭訪問支援の実施時期等を援助者が記載すること。

【訪問支援の実施予定時期（年2回以上）： 年 月頃、 年 月頃】 【支援内容等】
---

(2) 第5条第3号における支援

(注) 対象者と援助者が相談のうえ、各項目に具体的な内容を記載すること。原則、対面により行うこと。

	以下、対象者が記載		以下、援助者が記載
	目標	目標実現に向けた取組 (予定)	支援の内容 (予定)
第一四半期 (4月～6月)			【実施予定時期】： 年 月頃
第二四半期 (7月～9月)			【実施予定時期】： 年 月頃
第三四半期 (10月～12月)			【実施予定時期】： 年 月頃
第四四半期 (1月～3月)			【実施予定時期】： 年 月頃

4 本事業を複数年利用する予定の場合の自立に向けた取組内容

(注) 対象者と援助者が相談のうえ、各項目に具体的な内容を記載すること。

	以下、対象者が記載		以下、援助者が記載
	目標	目標実現に向けた取組 (予定)	支援の内容 (予定)
利用予定期間： 年 月 ～ 年 月			

事業計画書（2回目以降）（変更）

1 対象者（注）対象者が記載すること。

氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 （ 歳）
担当児童相談所	
措置解除年月日	
住所（建物名まで明記）	
電話番号	
事業利用期間（予定）	年 月から 年 月まで

2 援助者（注）援助者が記載すること。

氏名	
区分	養育家庭等・自立支援相談員（所属： ）
住所	
電話番号	

3 これまでに本事業による居住費支援を受けた期間における取組内容  
（注）対象者が記載すること。

--

4 自立後、再度本事業を必要とする理由について (注) 対象者が記載すること。

--

5 自立に向けた変更後の取組計画

(1) 第5条第2号における支援

(注) 対象者の状況把握及び支援の詳細について、具体的な内容や頻度、家庭訪問支援の実施時期等を援助者が記載すること。

<p>【訪問支援の実施予定時期 (年2回以上) :            年    月頃、            年    月頃】</p> <p>【支援内容等】</p>
--

(2) 第5条第3号における支援

(注) 対象者と援助者が相談のうえ、各項目に具体的な内容を記載すること。原則、対面により行うこと。

	以下、対象者が記載		以下、援助者が記載
	目標	目標実現に向けた取組（予定）	支援の内容（予定）
第一四半期 (4月～6月)			【実施予定時期】： 年 月頃
第二四半期 (7月～9月)			【実施予定時期】： 年 月頃
第三四半期 (10月～12月)			【実施予定時期】： 年 月頃
第四四半期 (1月～3月)			【実施予定時期】： 年 月頃

## 事業実績報告書

1 対象者（注）対象者が記載すること。

氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 （ 歳）
担当児童相談所	
措置解除年月日	
住所（建物名まで明記）	
事業利用期間	年 月から 年 月まで
措置解除後の状況	在職中（勤務先： ） 在学中（学校名： ） 求職中 ・ その他（ ）

2 援助者（注）援助者が記載すること。

氏名	
区分	養育家庭等 ・ 自立支援相談員（所属： ）
住所	
電話番号	

3 自立に向けた取組（実際の取組内容と振り返り）

（注）援助者と相談のうえ、各項目に具体的な内容を対象者が記載すること。

目標実現に向けた取組
振り返り

#### 4 支援の実績

(注) 対象者の状況把握及び支援の詳細について、実際に行った内容や頻度等を援助者が記載すること。

--

事業実績報告書（2回目以降）

1 対象者（注）対象者が記載すること。

氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 （ 歳）
担当児童相談所	
措置解除年月日	
住所（建物名まで明記）	
以前の事業利用期間	年 月から 年 月まで
事業利用期間	年 月から 年 月まで
措置解除後の状況	在職中（勤務先： ） 在学中（学校名： ） 求職中 ・ その他（ ）

2 援助者（注）援助者が記載すること。

氏名	
区分	養育家庭等 ・ 自立支援相談員（所属： ）
住所	
電話番号	

3 これまでに本事業による居住費支援を受けた期間における取組内容  
（注）対象者が記載すること。

--

4 自立に向けた取組（実際の取組内容と振り返り）

（注）援助者と相談のうえ、各項目に具体的な内容を対象者が記載すること。

目標実現に向けた取組
振り返り

5 再度の自立に向けた支援の実績

（注）対象者の再度の自立に向けて支援した内容について、援助者が具体的に記載すること。  
本事業を再度利用することになった要因等を踏まえた内容とすること。

--

6 本事業の利用による対象者の自立に向けた変化について

（注）必要に応じて、本事業利用以前と利用期間中の対象者の状態を比較する等して、援助者が具体的に記載すること。

--